

福島労災病院案内

診療日・受付時間及び診療時間について		その他の事項	
○診療日	月曜日から金曜日（祝日を除く）	○薬剤管理指導料	○選定療養費（病院の初診及び再診）
○受付時間	午前八時十五分から午後十一時	○医療機器安全管理料	○医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療
○診療時間	午前八時十五分から午後五時 但し、救急の方は時間に関係なく受付いたします。	○在宅患者訪問看護・指導料及び 同一建物居住者訪問看護・指導料	○入院時間が百八十日を超える入院
○平日	午後三時から午後七時まで	○在宅療養後方支援病院	○特別の療養環境の提供
○休日	午後三時から午後七時まで	○遺伝学的検査の注意1に規定する施設基準	
面会時間について		○B R C A 1 / 2 遺伝子検査	○②機能評価係数 ○・四三四三)
休日について		○検体検査管理加算(IV)	○ODPC対象病院(①調整係数 一・〇六五一)
○土曜日・日曜日		○時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	
○国民の祝日		○ヘッドアップティルト試験	
○年末年始(十二月二十九日から一月三日)		○神経学的検査	
看護及び付添看護に関する事項		○コンタクトレンズ検査料	
○当院は、厚生労働省が定める基準による看護を行っている医療機関です。		○C T 透視下気管支鏡検査加算	
○看護職員の配置・構成については、各病棟ごとに掲示しております。		○OCT撮影及びM R I撮影	
○当院においては、患者さまの負担による付添看護は行っていません。		○抗悪性腫瘍剤処方管理加算	
○入院時食事療養費に関する事項		○外来化学療法加算	
○入院時食事療養(I)		○無菌製剤処理料	
○当院は、東北厚生局長の承認を受けて特別管理の食事の提供を行つております。管理栄養士によって管理された食事が適時（朝食八時頃、昼食十二時頃、夕食十八時頃）適温で提供されています。		○心大血管疾患リハビリテーション料（I）	
○入院時の食事に係る標準負担額（一食につき）		○脳血管疾患等リハビリテーション料（I）	
①一般の方		○運動器リハビリテーション料（I）	
②市町村民税非課税世帯の方		○呼吸器リハビリテーション料（I）	
③②のうち所得が一定の基準に満たない七十歳以上の方		○がん患者リハビリテーション料	
④過去1年間の入院が90日を超えている方		○人工腎臓	
○特別メニューの食事提供による加算		○地域医療体制確保加算	
	五百四十円	○排尿自立支援加算	
	二百四十円	○地域包括ケア病棟入院料2	
	百十円	○入院期加算1	
	百九十九円	○ストーマ合併症加算	
	八十八円	○緊急整復固定加算及び緊急挿入加算	
		○椎間板内酵素注入療法	
		○外来栄養食事指導料の注2	
		○内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術	
		○経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）	
		○ベースメーク移植術及びベースメーク交換術	
		○大動脈バルーンパニング法（IABP法）	
		○遠隔モニタリング加算	
		○腹腔鏡下胆囊悪性腫瘍手術（胆囊床切除を伴うもの）	
		○早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	
		○腹腔鏡下胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、自己生体組織接着剤作成術）	
		○輸血適正使用加算	
		○輸血管理料I	
		○がん患者指導管理料二	
		○がん患者指導管理料イ	
		○がん患者指導管理料ロ	
		○がん患者指導管理料ハ	
		○糖尿病合併症管理料	
		○端末治療管理料	
		○がん性疼痛緩和指導管理料	
		○がん患者指導管理料	
		○二次性骨折予防継続管理料	
		○二次性骨折予防継続管理料1	
		○二次性骨折予防継続管理料2	
		○二次性骨折予防継続管理料3	
		○がん薬物療法体制充実加算	
		○外来放射線照射診療料	
		○外来腫瘍化學療法診療料1	
		○連携充実加算（外来腫瘍化學療法診療料1）	
		○二コチン依存症管理料	
		○療養・就労両立支援指導料の注3に規定する	
		○入院ベースアップ評価料（五十四）	
		○入院ベースアップ評価料（五十四）	
		○外来・在宅ベースアップ評価料1	
		○外来・在宅ベースアップ評価料1	
		○外来排尿自立指導料	
		○开放型病院共同指導料	
		○がん治療連携計画策定期料	
		○相談支援料	
		○肝炎インターフェロン治療計画料	